

近世前期日向延岡藩における「百姓成立」政策について — 元禄三年日向国山陰一揆における訴状内容の再検討 —

“The farmer's self-supporting” policy in the Huga Nobeoka Clan in the first early modern

大賀 郁夫

キーワード 逃散、新地開発、百姓直訴、御百姓、介保、百姓勝手

目次

- はじめに
 - 一 逃散の背景
 - (一) 新地開発と有馬氏の農政
 - (二) 天和と元禄の飢饉
 - 二 「訴状」提出の経緯と背景
 - (一) 「訴状」提出までの経緯
 - (二) 「訴状」の形式的特徴
 - 三 「訴状」と「子細書」
 - (一) 「訴状」内容の検討
 - (二) 「子細書」にみる農政
- むすびにかえて

元禄三年九月、日向国延岡藩領臼杵郡山陰・坪屋両村の百姓約一四〇〇人が、隣藩高鍋領へ逃散する事件が起こる。百姓たちは高鍋藩を仲介して延岡藩と交渉を続けるが、途中交渉が難航し結果的に帰村するまで一〇カ月にも亘ることになる。従来の研究では、百姓たちの提出した「訴状」をもとにして、延岡藩の農政を「苛政」と評価する研究がほとんどである。しかし、当時領主は「御百姓」を撫育し「御救」することが、また百姓も年貢上納に精する「御百姓」であることが求められた。しかし災害の続くこの時期そうした「仁政イデオロギー」の実現は困難を極めた。小稿では、百姓側の「訴状」と領主側の「子細書」の内容を具体的に比較し、何が問題となっているかについて考察した。

「御百姓」への「介保」「百姓勝手」のために奔走する郡代の政策は、百姓たちにとっては「迷惑」でしかなかった。そうした双方の思惑の「ズレ」が、逃散事件の根源的要因であったことを明らかにした。

はじめに

元禄三(一六九〇)年九月十九日、日向国延岡藩領山陰・坪屋両村の百姓一四一八人が、牛馬一〇二疋・鑓二本・川船一七艘・弓一一挺・鉄砲四九挺を携えて、隣藩高鍋藩領又猪野原へ逃散した¹⁾。世に言う山陰一揆である。

この山陰一揆に関しては、いままで数多くの研究成果が蓄積されてきた。関係史料も、小寺鉄之助編著『宮崎県百姓一揆史料』²⁾に収録された「梶田山陰旧記」をはじめ、特に一九八〇年代以降、「高鍋藩日記」³⁾や臼杵藩稲葉家史料⁴⁾大村藩大村家史料⁵⁾などが次々に発見されたことにより多方面からのアプローチが可能となり、研究が深化され多くの成果が出された。稲葉家史料から周辺大名家による情報収集活動の実態とその対応を明らかにした村井早苗氏の「山陰一揆」をめぐる情報収集活動」⁶⁾、「高鍋藩日記」から延岡・高鍋両藩の対応を明らかにした岩切悦子氏の「元禄初期における日向国有馬領山陰一揆の史的考察」⁷⁾、山陰一揆と連動した高千穂九カ村愁訴の分析から元禄期の山村地域の農民闘争の特質を示した上原兼善氏の「元禄期延岡藩山村地域における農民闘争の歴史的意義」⁸⁾などがある。また自治体史編纂事業に伴い、一揆関連史料のほとんどを網羅した『日向国山陰村・坪屋村百姓逃散史料集』⁹⁾や、『宮崎県史 史料編近世Ⅰ』などの史料集が刊行された。近年では、一揆の背景に家臣団の農政をめぐる内部対立をみる『宮崎県史 通史編近世上』¹⁰⁾や、一揆を主導したとみられる林田半蔵や善内を

通して一揆の本質に迫ろうとした若山浩章氏「善内と林田半蔵―山陰一揆を主導した人々―」¹¹⁾がある。

従来の研究では、高鍋藩に提出された百姓からの訴状をもとに分析し、一揆の原因が①年貢収奪の強化、②商品化できる諸木・諸草の作付け強制、③強力な生産干渉、④給米なしの労働強制、⑤新税の賦課、⑥諸木・諸草の未進者に対する苛酷な処置、⑦村役人の不正、⑧年貢納入勘定期限の変更、⑨百姓の日常生活に対する郡代の干渉、などであったとしている¹²⁾。この訴状内容から、「こうした飢渴のなかでの藩の収奪政策の矛盾は、やがて百姓たちの抵抗となって噴出する¹³⁾」、「逃散百姓たちが堪え忍ぶこともできないほどの苛政¹⁴⁾」、「梶田兄弟の苛政をめぐる延岡藩士内部の対立」¹⁵⁾、「最早これまでと観念した怒りが(中略)郡代はじめ代官の御仕置は余程無情冷酷、苛斂誅求を極めたらしく、その暴状酷烈を挙げ」¹⁶⁾などという評価がなされている。すなわち、この逃散事件は、郡代梶田による苛政↓逃散↓交渉↓終結という図式で、梶田の苛政を前提に議論されているのである。

ところで、一七世紀後半において、寛永の飢饉後、幕府を初めとする諸藩では農政の転換がみられた。この時期、「百姓成立」が普遍意識として獲得され、百姓直訴の保証、深度を増す御救政治が近世の公儀と民間社会の間で社会的に約定されたという¹⁷⁾。このことは、延宝八(一六八〇)年に老中堀田正俊の名で布達された「条々」中の「民は国之本也」に明示されたように、「御百姓」の「身上」相統のための憐愍を当然の責務とする意識が、領主の側に成立していることを意味する¹⁸⁾。

寛永飢饉以降も冷害・風水害・虫害などによる天災が続いており、延岡藩では延宝以降たびたび飢饉に見舞われている¹⁹⁾。こうした状況の中で、「百姓成立」を保証すべき藩権力が、百姓直訴を禁じ、災害に際しても検見を行わなかったのは何故か。逃散百姓たちのいう「住所ニ堪忍難成様子」ほどの恣意的な年貢収奪や諸産物の作付け強制を強行したのは何故か。また未進者に対して、科銀賦課や村替えなど厳しい措置を執ったのは何故なのだろうか。

これらの内容は、逃散した百姓たちが提出した「乍恐口上之覚(以下、「訴状」と略称する)」に拠るものである。これに対して、藩側の反論書として「延岡役人江高鍋役人江相通候子細書之事(以下、「子細書」と略称する)」がある。この双方を突き合わせても一度詳細に検討し直す必要があるように思われる。

本稿では、延岡藩有馬氏の農政のあり方を確認し、逃散先で提出した「訴状」と、それに対する「子細書」の内容を比較再検討することで、当時の「百姓成立」をめぐる領主と百姓の関係について考えてみたい。

一 逃散の背景

(一) 新地開発と有馬氏の農政

一七世紀は「大開発の時代」とでも呼ぶべく耕地の拡大がみられ、田畑面積は一七世紀初頭の約一六四万町歩から、一八世紀初めには二九七万町歩へと激増した²⁰⁾。延岡藩領主有馬氏の治世(慶長十九〜元禄五年)においても、領内の新地開発が進められた結果、

本高五万三〇〇〇石に対し約一・四五倍の七万六七〇六石余の増高が得られている²¹⁾。

第1表は、寛永十一年と万治四年の城附臼杵郡村々の増高を示したものである。新地開発は一七世紀中頃から漸次進められ、万治四年二月の内検では、減石となった八カ村を除く残り四四カ村の増高は九六三二石五斗七升四合、寛永十一年の村高を一〇〇とした増高指数平均は一五〇であった。最高の山三ヶ村(一一〇〇)以下中渡河村(三五五)・山陰村(二四七)・鬼神野村(二三八)など臼杵郡の南部山間地域での新地高増加が著しい。山陰村周辺村々の増高指数の高さに注意が必要であろう。これに対して宮野浦村(九六)や熊野江村(八五)・浦尻村(七五)などの北部海岸地域、川欠によるのであろうか五ヶ瀬川を挟んだ大貫村(九九)・三輪村(九三)などが減石となっている。

こうした新地開発をもとに、藩では新たな農政が展開される。延岡藩では、土地制度として「高拾石割制」が導入され、村内には十人組が作られた²²⁾。寛永の凶作・飢饉による甚大な被害は、それまでの領主による恣意的な農民収奪が大きな要因であり、領主に「百姓成立」を不可欠とする農政の転換を迫った。例えば津藩では、用水確保普請に着手するなど、系統性のある農政を全領的に展開させ、寛永飢饉状況を生かした法令が一举に増え、また新田開発や定免制への切り替えがみられた²³⁾。

延宝三(一六七五)年、延岡藩は領内に「於在々所々諸法度之覚」²⁴⁾を布達する。全三一カ条のうち、「百姓成立」を掲げた条文を示すと次の通りである。

第1表 有馬氏時代の新地開発と増高

村名	寛永11年	万治4年	増高	増比指数
岡北	1,126.18600	1,848.23600	722.05000	164
南祝	1,247.47100	2,327.64600	1,080.17500	187
祝稲	1,422.11300	2,258.52000	836.40700	159
粟川	423.27900	866.15500	442.87600	205
長川	403.33000	617.52000	214.19000	153
三宮	510.40900	906.91700	396.50800	178
宮市	531.74100	866.15400	334.41300	163
古熊	247.89400	367.81600	119.92200	148
熊須	409.44000	488.88700	79.44700	119
浦大	246.15000	378.85000	132.70000	154
出恒	80.00000	76.57000	▲ 3.43000	96
大三	57.00000	88.64600	31.64600	156
三三	70.00000	170.05200	100.05200	243
伊土	144.52800	122.72200	▲ 21.80600	85
櫛	35.00000	76.15100	41.15100	218
櫛	92.00000	69.39000	▲ 22.61000	75
尾	25.61000	40.20100	14.59100	157
門	361.30300	422.37800	61.07500	117
戸	1,557.50900	2,488.61200	931.10300	160
財	573.80100	567.88300	▲ 5.91800	99
平	300.97000	279.59000	▲ 21.38000	93
塩	236.89300	322.73900	85.84600	136
山	750.50000	1,050.19000	299.69000	140
坪	56.00000	95.39400	39.39400	170
下	64.39000	111.81200	47.42200	174
神	14.40000	32.40000	18.00000	225
中	12.48000	21.15500	8.67500	170
上	144.34000	173.29900	28.95900	120
鬼	408.14200	510.00000	101.85800	125
水	97.14600	81.38700	▲ 15.75900	84
田	848.22000	734.74700	▲ 113.47300	87
立	829.47600	1,041.01700	211.54100	126
小	489.58500	806.73900	317.15400	165
宇	349.38400	394.43900	45.05500	113
入	394.59700	645.24400	250.64700	164
黒	617.37100	1,250.90800	633.53700	203
河	595.50000	1,473.04000	877.54000	247
	101.60000	147.84000	46.24000	146
	48.40000	75.43000	27.03000	156
	483.99000	830.31900	346.32900	172
	10.00000	35.51000	25.51000	355
	85.00000	111.68000	26.68000	131
	108.02000	257.59300	149.57300	238
	6.98000	76.76500	69.78500	1100
	135.08300	173.63400	38.55100	129
	1,119.50000	1,384.71700	265.21700	124
	19.65000	22.87200	3.22200	116
	42.40000	51.24100	8.84100	121
	384.73700	733.43200	348.69500	191
	87.23900	114.18500	26.94600	131
	91.97100	92.57100	0.60000	101
	348.25500	298.36200	▲ 49.89300	86
合計	18,846.98300	28,479.55700	9,632.57400	150

(註) 万治四年「延岡藩村高・内検高覚」(中城家文書『宮崎県史 史料編近世1』所取)より。
 増比は寛永11年村高を100とした場合の万治4年村高の指数。
 ▲は減少を示す。なお合計は計算上の数字。
 増比指数の合計は全村の平均を示す。

一 田畑月損・水損・風損たりといへとも、如定可為所務、併別而作毛損失之所於有之ハ入念見届、郡代所へ可申出事
 一 諸百姓・浮・被官等に至迄、自然訴詔之儀有之ハ、十人与之内兩人ツ、其村々庄屋迄申出、代官迄うつたへ候者、代官が郡代所へ可申出、若滞於有之ハ郡代所へ直に可申出、仮初にも越訴之儀ハ不申及、大勢申合訴詔於申者、吟味等之上、頭取仕候者可為曲事

一 諸代官、於村中我儘成儀仕間しき候、百姓中ニ常々相定役儀之外、課役非分申かくるにおひてハ可為越度事
 附、对百姓中兼々撫育之暖、為代官中可為専用、夫役之儀、百姓身軀に応シ厚薄を見計、無高外様ニ可申付事
 一 庄屋中兼々可存知弁事、对惣百姓相定役儀之外、課役非分不申懸、出□・出来・夫役等至迄、無依怙最肩平等に割符可申付、若存之旨猥に於申付ハ、急度遂穿撃吟味之上、曲事可申付事

一 生子うみなかし申儀、前々々堅御法度に被仰付置候、弥此旨可相守、若相背もの於有之ハ、其身ハ不申、十人与中可為越度事
 一 永代人売買之儀、従前々稠敷被仰付旨之趣、かたく可相守事
 一 六月算用之儀、相定日限ニ御勘定請候様ニ代官・庄屋内々可有肝煎、若滞儀於有之ハ代官・庄屋可為越度事
 百姓の年貢上納を厳格化する一方で、特別に作毛損失が大きいところがあれば郡代所へ届けるようにさせ、被官に至るまで訴訟を保証し、滞りがあった場合は郡代所への直訴を認めている。また代官・庄屋による百姓への課役非分を厳禁するとともに、間引き・人身売買の禁止を明記することで、百姓経営の維持を図っていることがわかる。

一方、山間地高千穂郷には、天和三(一六八三)年十月朔日付で代官嶺儀左衛門宛に二一カ条の「条々」^⑧が出されている。その主なものを挙げると次の通りである。
 一 田畑作付之儀、時をたかへず入精仕付、并草さらへ油断仕間敷事
 附、耕作毛上に牛馬放不入様ニ堅可申付事

一 此以前が如被仰出、在々所々輩奢たる儀不仕、農業を専にいたし、進退持たつる様ニ常々心懸、諸事無油断はけまし可申事
 附、百姓之食物、平生雑穀を用へし、米を猥に不可食之事
 一本百姓之儀者不及申、古来が百姓筋目、或兄弟、或一類年貢未進、其外借銀・借米等有之、年季奉公、又者かせきのため他方江出申儀、堅令停止訖、自方ニ而捧申儀、代官・庄屋吟味之上、郡代所江相届候者様子次第可被申付事

附、諸百姓耕作最中ニ狩・漁・山川之採無用たるへき事
 一人売買之儀、常々依御停止、其旨申付といへとも、重而従公儀も被仰出儀ニ候条、弥堅可相守也、他領者ハ縦年季者ニても召抱間敷事
 附、かどハかしものハ不及申、永代もの召抱間敷也、年季者之儀、十年を過へからず、尤相定年数之外召置ましき事
 一 諸百姓・浮・被官抱之田畑売買、堅令停止事
 一 御年貢皆済無之内、米取遣并諸勸進堅令停止訖、八木同儀こしらへ随分可入念事
 附、諸上納方銀米ハ不及申、品納之儀、其時分くはくれ候ハぬ様に納させ可被申事
 一代官・庄屋中、兼々可存弁事、对惣百姓相定役儀之外課役非分不申懸、出銀・出来・夫役等至迄、依怙最肩なく平等に割符申付へし、若猥之儀於有之者可為越度事
 附、至下役人、頭役人下知を相背間敷事
 一 孝行之輩於有之者申出へし、可加褒美、且又不孝之者有之ハ、吟味之上曲事ニ可申付事
 附、生子うみなかし之事、前々々法度に申付候、弥不相背様ニ可被申付事

ここでも、農業に出精し年貢皆済を努めとする、あるべき「御百姓」像が明記され、代官・庄屋に対して百姓へ課役非分を懸けないよう厳命するなど、「御百姓」経営の維持が企図されている。
 さらに貞享三(一六八六)年十二月二十三日付で、郡代梶田が高千穂郷岩戸村代官・庄屋・百姓宛に出した「覚」^⑨は、三七カ条にも

及ぶものである。このうち「御百姓」経営に関するものは次の通りである。

- 一 耕作心懸之事専一也、銘々之ハぎ無油断時者上納方無滞、其身之為もよろしき事
- 一 諸上納方無油断、其時々割符下札を以申付、六月勘定少も指支不申様ニ御代官・庄屋夜白心懸可申、少之品ニ而も指支候得ハ、百姓中往々のためニ不相成候条、常々其心懸肝要之事
- 一 正月初ニ夫割無厚薄様に、御代官・庄屋致吟味、帳面相究可申事

一 庄屋折々村廻り仕、耕作仕付・諸上納肝煎可入念事
 一 百姓中ニ課役非分之儀、申かけましき事

一 百姓抱之田畑買取申儀、前々ノ雖令停止、至于今、猥ニ有之由有其聞、自今以後弥堅可相守、若売買仕者於有之者、百姓ハ其沙汰可申付、買主ハ可為損銀事

一 諸奉公人・百姓・被官不依何者ニ、村中さハりに相成、不風俗之者有之候ハ、早速御代官江可申出事

このように、延岡藩では出された法令を見る限り、「民は国之本也」とする意識のもとで、あるべき「御百姓」像を前提に、「御百姓」相続のための憐愍を当然の責務とする意識が、この時期延岡藩においても成立していたことを確認することができる。

(二) 天和ノ元禄の飢饉

一 七世紀は、撫民を君主の責務とする理想の領主像や、領主ノ民の相互的な関係意識が形成される一方で、冷害や風水害・虫害な

右者去秋より飢饉ニ付而我々かゝり内百姓中、西ノ秋方銀并御借付銀御上納不罷成、召置候処ニ、今度御上納仕候様ニと被仰付候、奉得其意、随分催促仕候へとも、何ぞ売替へ申物も所持不仕、其上借替へ申銀も、質物ニ出シ申もの無御座候間、何共仕様無御座候間、当秋九、十月迄、右之銀御指込可被下候、麻ノ芋出来仕候ハ、売立次第壹分も無相違御上納可申上候、為其銘々ニ判形仕らせ指上ケ申候、以上

五カ所村では去年秋から飢饉であり、全竈数の半数近い二〇軒分の年貢銀三五四匁三分五厘(去年の秋方銀二七匁一分五厘と、去年の御借銀一三七匁二分)の上納を、秋九・十月まで猶予してほしいと願っているものであり、麻芋ができ次第に返納するとしている。また、同じく五カ所村では、貞享五(一六八八)年十月十一日時点で、同村の本人や娘・下人で質に出ている者が八人おり、全員が借銀返済できずに年季超過のまま召し置かれていることが分かる。一例をみてみよう^{四)}。

一 男老入 とし三十九 五カ所村百姓 長左衛門

給銀四百五十拾目

右ハ数年数年之飢饉ニ付、諸借銀、其外朝夕之飯米万事ニ指詰り、戌十二月廿三日辰ノ十二月迄、中年六年限之質ニ田原庄や助兵衛方へ居申候へ共、銀子之才覚不罷成、最早年季拾三年相過申候、受人田原村久藏・当村源右衛門ニて御座候

五カ所村の長左衛門が、戌(寛文十)年から辰(延宝四)年まで六年季で田原村庄屋助兵衛方へ入質したが、借銀の才覚ができず質のまま一三年も経ってしまったというのである。一度借銀をす

どによる天災に数多く見舞われた時代でもあった。

延岡藩では、延宝期から断続的に自然災害により飢饉に陥っていた。高千穂郷真業寺三世住職であった方順の日記^{五)}によると、延宝二(一六七四)年八月十七日に大風があり、そのため翌年春には「大きゝん」となり、犬・猫が餓死したとある。翌四年には麦作が不作で「大きゝん」となったが、「すど」が過分になったおかげで男女老若ともこれを食してようやく生き延びたようである。同七年六月六日には一日中夜大風があり、麻芋が残らず被害を受けた。同月九日から早魃ではぼ一月雨が無く、七月七日に至ってようやく雨が降った。翌八年は四月二日から長雨となり、七月五日まで三月も降り続いたため、大麦・小麦は畠に捨て置かざるを得ず、結果として飢饉になっている。この後も、「方順日記」によれば天和二(一六八二)年には「大ききん(飢饉)」に見舞われたことが分かる。天候不順はその後も続き、貞享三(一六八六)年間三月には積もりはしなかったが雪が降ったとある。

元禄二(一六八九)年は四月初めより六〇日余りの長雨となり、「春やほ」が一枚も焼けなかったという。同年七月十六・十七日には大水が出て高千穂郷中の橋が残らず落ち、また延岡城下の板田橋も落ちた。翌三年四月は十九日朝まで霜がおり、麦作に被害が出た。五月初めから三〇日ほど日照りであったが、六月八日から十日まで大雨・大風に見舞われ、また橋が残らず落ちていた。

このように、毎年のように続く天災に、領民は為す術もない状況であった。高千穂郷五カ所村の庄屋吉左衛門らが、代官に提出した「御指込願」^{六)}の奥書は次の通りである。

と、余程のことがない限り返済は困難であり、田畑の売買はもとより人身売買に近いことまで行われたのである。そのことは、藩が繰り返した法令でそれを禁止していることから窺える。

このように、毎年のように打ち続く天災のもとで、藩は年貢諸役の収奪確保を目指しながら、一方で「百姓成立」を表現しようとす矛盾を抱え込むことになる。「撫育」「御救」に消極的な藩に対して、百姓の間で現実との乖離が拡大し、それが領主層への批判意識へと繋がってゆくのである。

二 「訴状」提出の経緯と背景

(一) 訴状提出までの経緯

延岡藩領では、貞享年間になると小規模ながら百姓逃散が見られるようになる。そうした中で、山陰・坪屋両村の百姓男女一四一人(竈数二九九軒)が、高鍋藩領に逃散したのは元禄三年九月十九日のことである。ここではまず、逃散百姓らから「乍恐口上之覚」(以下、「訴状」と略記する)が高鍋藩へ提出されるまでの経緯についてみてみよう。

「高鍋藩日記」によると、百姓たちが翌二十日付で高鍋藩へ提出した「訴状」では、次のように述べている。

一 延岡領白杵郡代仕置方稠敷被仰付候ニ付、唯今之分ニ而ハ堪忍不罷成候、就夫山陰・坪屋両懸所之百姓共訴訟申候へ共、百姓之申分不被聞入、又郡代ヲも御替不被成候、此内之通ニ被仰付候由被仰渡候ニ付、いたし様も□□^{七)}、御領を奉頼度、御当地迄

右之両組竈数三百四十式竈御領ニ引越申候、此内当病ニ付、少々跡残居申候者も有之、其わかりちりくニ罷成居申候ニ付相知不申候、一所ニ集□申候ハ、人数男女之宛相知可申と存候、御領之内何方ニ而も被召置被下候ハ、有難奉存候、以上郡代の「仕置方稠敷」ため、山陰・坪屋両村の百姓が藩へ訴えたが聞き入れられず、郡代の交替もなかったという。

翌二十日、新町代官の新名主水から高鍋藩役人へ飛脚があり、「隣家相互之儀候間、御領江参候ハ、何とそ御なだめ被召置可被下候、左も候ハ、無別条元々之様ニ召掃度候条」を依頼している。同日、高鍋藩は延岡藩へ注進するが、同じく「御領分ニなだめ召置くれ候様」との返事であった。

翌二十一日、余瀬・野別府股猪野近所野原・石波河原・石河内に散在していた百姓たちは「一所ニ小屋かけ仕度」と願い、人数・宗旨改めと寺証文吟味がなされた後、野別府のうち股猪野原へ集住させられ小屋がけした。延岡から仁保庄兵衛が使者として出向き、延岡藩主より高鍋藩家老衆へ、「欠落百姓共無別条者之儀候間、掃候様可申聞」ことを依頼しているが、それほど切迫しているようには感じられない。高鍋藩の説得にもかかわらず百姓たちは承引しなかった。

同日「欠落者罷掃候様ニとの扱之衆」として、延岡から田中十兵衛・津隈三郎左衛門らが高鍋藩領美々津町へ出向き、同藩役人を保介して百姓らと交渉を始めた。五日後の二十六日、美々津正覚寺で百姓二〇人と黒木与次右衛門が対談するが、「御郡代御仕置稠敷、百姓逼迫之儀ハ兼而存之前」として話し合いを拒否した。その

堪忍不能成候段御推量茂可有御座候」ことを期待したが、津隈は「夫々開キ得不仕候」、すなわち「訴状」の各条目に対する弁明ができないとして「訴状」を取り上げなかった。しかし、今一度再読し、見終わりに次第密かに返却することであったが、終に返却はなく仕置きも変わらなかったという。

一方藩側は、田代村で提出された百姓たちの「訴状」を取り上げなかった理由を次のように説明している⁹⁸⁾。

右之通、津隈三郎左衛門村廻之節書付差出候付而、夫々致吟味候処、其身共往々勝手ニ相成候儀も弁不申、余村ニ而者此書付之趣、百姓之仕業無油断被仰付、往々之ため宜事共ニ御座候得者、忝由申出候処、左様之道理を茂不弁、役人を誇り、勝手之儀茂迷惑と申段、如何様之所存ニ而候哉と吟味申候得者、百姓故ウカと麤相成儀申出、今更迷惑方存候由断申ニ付而、左候者此段見捨聞捨ニ仕候間、重而口外仕間敷由申聞せ候而、翌朝右之百姓共江又々申渡候者、為念候条、断之段書物調差出可申由申付候、弥断無紛ニ付而書物調差出候、ケ条書長々敷事ニ候条、様子見覚中途ハ返可申由申聞召置候由、以上

すなわち、津隈が内容を吟味したところ、藩の方針に従った他村では諸所方々よろしくなったということで、ありがたいことだと言っている。そのような道理も十分に知らずに役人を誇り、暮らし向きも難儀だというのは、どのような考えなのかと詮議した。

すると百姓たちは、「百姓故ウカと麤相成儀(百姓ゆえに軽率で粗悪になってしまった)」とあっさり非を認め、「今更迷惑奉存候由断申ニ付而(今になって困り苦しんでいること・難儀していることを

後延岡からの飛脚や、延岡への使者派遣などがなされ、百姓らから「堪忍不能成ケ条書」すなわち「訴状」が提出されたのは、逃散してから二週間近く経った十月二日のことである。逃散から「訴状」提出までの二週間、延岡藩は具体的な帰村条件も示さず、ただ「無別条候間、掃参仕候へ」と帰村を促すだけだった。

(二)「訴状」の形式的特徴

さてここで、「訴状」の形式的な特徴についてみてみよう。この「訴状」の書き方で気になるのは、各条文の末尾文言が「書付差上申候事」もしくは「書出し申候事」となっていることである。百姓たちは「書付相調候而、田代と申在所ニ而指上申候」こと、すなわち延岡藩には前もって「訴状」を差し出していることを強調しているのである。これはどのような意味があるのだろうか。

実のところ、高鍋藩へ提出した「訴状」は、以前延岡藩に提出されたものであった。「訴状」には、その経緯が記されている。それによると、逃散前、藩目付の津隈三郎左衛門が廻村した際に、庄屋・組頭・頭百姓たちが庄屋所まで呼び出され、「当御郡代梶田十郎左衛門殿仕置ニ付、何そ申上度儀共有之候ハ、有躰ニ申上候様ニ」と命じられた。しかし「百姓之儀ニ候得者口上ニ而難申上」ため、書付に認めて差し出したが、取り上げられなかったという。

その理由を「訴状」奥書は次のように記す。「訴状」を田代村へ持参した仲間の使い五人が、津隈に召し出され、「夫々ケ条之開キと申儀」が無いとして、内々に郡代仕置きについて尋問された。五人は、「右ケ条之通、善悪之儀者不存、御免シ不被下候得者、住所ニ

言い訳しているのだ」と弁解を始めたのである。藩は、そうであるならこの件は不問にするので、ふたたび口外しないように申し聞かせた。翌朝、百姓たちへは、念のために謝罪の書き物を調べて差し出すよう申しつけた。謝罪は明白であるので、百姓たちは書き物を調べ差し出した、というのである。藩に反論された百姓たちはすぐさま非を認め、反駁した様子は窺えない。もしこのことが事実であるとすれば、百姓たちの差し出した「訴状」の内容は、百姓自ら弁明できない内容だということになる。

百姓直訴では代官への届けが必要であり、その手続きをしない訴状は不備なものとして差し戻され、処罰の対象となった⁹⁹⁾。このことを考えると、百姓たちが田代村で差し出した「訴状」は、津隈から返却されていないのであれば、私的にはあるが津隈が「受理」したことを意味する。そのため百姓たちは、各条文の末尾文言を「書付差上申候事」とすることで、「訴状」が正統な訴訟手続きを経たものであることを強調しているのである。岩切氏は、津隈が郡代衆非法を訴えたにもかかわらず「訴状」を取り上げなかったことは、「藩に百姓不満は伝えられず百姓の法的訴訟の方法は途絶えた」ことを意味するとして、一揆の直接的な原因がここにあると指摘している¹⁰⁰⁾。

延岡藩にとっては、百姓たちの「訴状」内容は弁明できないものであり、公的にも「受理」したわけではないので、今回の逃散は明らかに百姓たちの「了簡違」にはかならなかった。そのため藩は当初、「何そ様子茂無之処、了簡違ニ而罷越候間可被召置」と、かなり楽観視していたのである。高鍋藩から逃散を知らされても、延岡

藩の対応に緊迫性が感じられないのは、百姓たちの「訴状」が「百姓故ウカと麤相成儀」であり、藩が「見捨聞捨ニ」したという事情があったからである。

三 「訴状」と「子細書」

(一) 「訴状」内容の検討

百姓たちが差し出した「訴状」は、現在「梶田山陰旧記」^⑧「大村藩見聞集五十」^⑨「河登白岩村吉之丞走百姓差出書写」^⑩「山陰騒動引合書翰写」^⑪が、それぞれ写しとして残されている。条目は前書として「訴状」を提出した経緯を述べた三カ条と、具体的内容の二三条の計一六カ条から成る。

逃散の原因となった郡代梶田らによる仕置き具体的な内容は、「訴状」をもとに今まで『宮崎県史通史編近世上』をはじめ各諸氏の論考で明らかにされているが、前述したようにその多くが「逃散百姓たちが堪え忍ぶこともできないほどの苛政」^⑫と評価がなされている。しかし、百姓側の「訴状」内容からのみ検討がなされ、藩による収奪強化の実態を強調することは一面的だといわざるを得ない。

そこで今回は、「訴状」を載せる史料の一つである「大村藩見聞集五十」に付された「延岡役人高鍋役人江相通候子細書(「子細書」)^⑬を取り上げてみたい。この「子細書」は、表題のごとく延岡役人から逃散先の高鍋役人へ説明された、いわゆる「訴状」への反論書である。弁解めいた面も少なくないが、具体的数字をあげ

て反論している箇所も多い。『宮崎県史 史料編近世上』の解題では、「事件当初における延岡藩当事者の対応の甘さを思わせる」と評しているが、藩側の言い分として考慮するに値する内容だと思われる。

以下、一揆の原因とされた九つの項目(A～I)に従い、「訴状」の条目(①～⑬)と、それに対する「子細書」(文中●)を突き合わせる形で比較しながら、順次提示していくことにする。

A 年貢収奪の強化

①郡代からは、何事によらず「断」ということは向後申し上げないよう誓紙の上血判するようにと堅く命じられた。たとえ無理難題であっても、「断」を申し上げられないので「迷惑」している。

●誓紙というのは公儀からの法度に背かず、百姓が請負っている田畑を売買しないようにという誓紙である。何事も訴訟しないという誓紙を命じたものではない。もし村へ「不相応之儀」を申しつけたら、何時でも遠慮無く「断」を申し出るよう常々申し渡している。

②元禄元年の仰せでは年貢は春免とし、風損・水損の際は検見取りと定められたが、当年まで三年間比類無き台風・洪水で、作損はもとより田畑も大部分が崩川となるにもかかわらず、検見も行われず「少之御心持」もなく、代官衆から厳しい年貢催促がなされた。ここ二年は九月に年貢皆済が命じられ「迷惑」しているが、昼夜出精するも不足の分は他領で借銀して上納している。最早借先もなく「迷惑千万」である。

●免合は、臼杵郡村々は延宝八年(貞享元年)の五ヶ年は上見(検見)があり、同一(四年)の三年間は定免としたが、二・三年は損毛

があったので定免が難しいと申し出たので上見を行い、元禄元年には免合を引き下げた。このように決めても、水損・日損で免合が心配であれば申し出次第に検見を行うと申し渡し、去年・当年は村々より上見願いが出されたので、その通りに上見を行った。

山陰組は以前から少々下免であったのか当年まで検見願いは出さなかったが、組内の福瀬以下五ヶ村は水入の作所があったので、当秋は免合を一步引き下げた。これは「介保」であり、山陰組は先年から一五〇石余も減免している。代官の催促は、もとは山陰組の「百姓之風儀不直」ためであり、耕作の仕付けも油断があるので、「風儀旁引直申ため」に役人を廻村させている。

③新田畑の地子銀は、以前から年貢同前に秋冬にかけて上納してきたが、当分は春中に皆済を命じられ「何共迷惑」している。そのため銀一匁に米三升宛渡すよう決めて、銀子を借りて上納しているが、山陰組の米直段は特に下値である。新田を持たない者は、着類や布・木綿・小脇差などまで質に入れて銀を借り上納しており、もはや質草もなく「迷惑」している。

●近年勝手方差支のため百姓へ銀調を申しつけているが、夏秋の地子銀のうち半納または三分一納としている。これは是非とも春中に皆済せよと命じたものではない。山陰組では当年は四貫四〇〇目余のうち二貫八〇〇目余しか上納されず、残りは不納となっている。着類・脇差等を質入れして借り立てれば不納になることはない。「夫程之難儀及見」のであれば代官・庄屋が申し出るの

にそれもなかった。一年のうち春に上納すれば、秋冬に上納するより「其身共勝手能」ことである。

④当夏の新田畑検地に際しては、猪・鹿の害を蒙りやすい場所を除地か畝歩の緩和を申し上げたが、検地役人は郡代の命であるとして取り上げず、竿詰り地があってもそのままにされている。

しかも、春中に皆済上納を命じられ「迷惑」である。特に当秋の洪水で大方の田畑が川崩となってしまう、「苦々敷儀」である。

●新地改めは、去秋洪水であったため川崩れになった箇所が多いと代官から報告があったので、当夏改めを命じた。川崩れとなった分は免除し、残った田畑のみを改めの対象とした。改役人も随分念を入れ、末々の百姓が「迷惑不申候様」にと心懸け、今度の改めの新畑地子銀は前々郡代の時に引き下げたように、再度引き下げているので「無理成仕形」ではない。今度の引き下げで銀五七〇目余が「村介保」となっている。

B 商品化できる諸木・諸草の作付け強制

⑤高一〇石につき胡麻二畝、荏胡麻二〇〇〇本、唐胡麻五〇本、菜種子五畝の作付けを命じられた。このうち荏胡麻はだいたいの土地柄でもできるが、そのほかは上地でなければ作り得ないものである。雑穀の作付けを行っている畑方は上地は少しもなく、飯米も続きかねる有様で「迷惑成儀」である。荏胡麻は肥を三篇宛与え、そのうえ草凌え等するよう命じられたので、諸作は脇に置いて世話している。代官や村廻役人は毎日のように廻村して干渉し、意に沿わねば科銀を命じるなど「何ともあきれ果」てている。これ

ら諸作の上納は田作仕付けや年貢収入時分と重なるが、優先して上納を命じられ、納入期限を一日でも延引すれば科銀が課せられる。これを「百姓共為介保」として納高に依り翌年に差し引き勘定を行うが、ことのほか下値で相殺されるため、ほかの雑穀を作るほどの利益もない。山陰組は延岡まで十里余の村もあり、人馬で三日もかかるため、その飯米を差し引けば銀をもらっても「左のミ御恩」にもならない。植え付けや蒔き付け・収納・上納に至るまで、少しでも延引すれば科銀を命じられるので、「御介保」というが結局は「御情之罪科」で「迷惑」である。

●近年は百姓の銀稼ぎの山方も遠山になり、銀納が「迷惑」だというので、かわりに胡麻などの品々を作らせた。元来仕慣れない作業であるため畝歩升数を決めたが、当夏は山陰組の代銀は一貫三〇〇目余に上り、納方差し引きし「其身共持」となった。科銀を命じたのは「我儘之仕形」があったからで、弁指一人・組頭三人へ科銀三貫目を課したが、これは預っているだけで「村中行儀能」なれば返還する。よい心懸けの者には褒美も与えている。このように命じるのは「百姓勝手村相続のため」である。納方延引に利銀を課したのは、坪屋村が諸品の持参が遅く、数度催促しても返答も無かったからであり、庄屋・小役人が吟味をしないのは「百姓のためニ不相成」ため、庄屋・弁指・納主へ銀六七匁を課したのである。それ以外に科銀を課したものは一人もいない。

⑥一竈につき杉一〇〇本・楮五〇本・楮三〇本、けずり柿棕櫚・桑・漆・栗・臭木各々一〇本宛植え付けるように堅く命じられた。なかでも毎年五〇本を植え付ける楮は畦を植え塞ぎ、作所の苗を植えるので、ことのほか虫が入り実入りが悪い。もともと山陰組は山深く、清水懸りの田ばかりで、若苗を植えても作柄は悪いだけである。作物は勝手次第としてほしい。

●百姓のなかには、一人者や煩い不慮の不都合で地拵えが遅れる者があり、そのままにすればやがて草臥れて手遅れになってしまうので時々吟味し、諸作できない百姓には村中で加勢し無理に植えさせている。そのほか、苗代の時分から枯田や水田など所々に応じ米種子の水入れを考えて苗代を作り、苗の日数を吟味して植え付けるように命じており、山陰組のみ中稲・晩稲の差別なく植えさせているわけではない。代官・村廻・庄屋が見分しているのだから、何ら不相成の諸作は無いはずである。

D 給米なしの労働強制

⑧坪屋村で御用の楨材木は、当年まで二年続けて四・五月に伐らせ、筏に組んで美々津まで川流したが、少しの飯米も下されず、麦の粉を持参して食べるしかなかった。旅人に見られて「恥ヶ敷」ことであった。

●書付の通り坪屋村から材木を仕出している。これは数年立て置いた大切な横山であるが、山陰組の百姓らが銀稼ぎが無く、楨皮仕出しを望んでいるということで「介保」として許可してきた。楨皮を剥ぎ取った木が放置されているので、去春・当年両度、田代・山陰両組へ出夫を命じ材木を取らせてきた。飯米はその時に人別に渡した。坪屋から筏場まで川流しは小川であるため増水しなければ流出できず、水加減を考えれば遠方の出夫は予定が立たな

中でなければ植え場所がない有様であり、殊に苗が払底であるため「何共迷惑」である。そのうえ作所の影になり、近年の大風などが吹けば近辺の作物を痛めるため「旁以迷惑」である。これらを延岡へ上納の節は、蒸しが足りない、皮が薄い、質が下・下々と決められ、代銀の何ほどの差し引きにもならない。これも以前にはないことで、手に負いかね「迷惑」である。

●杉一〇〇本を上納すれば四〇本は作主に取らせる予定で、そのほか諸木を植え付けても後向は役銀等は命じないので、植え付けの人別を挙げるよう村々へ証文を出して置いた。なかでも楮は五〇本宛植え付けるように命じたので、諸木と一緒にではなかった。楮を一年限りで上納すれば、時々で善悪を吟味して買入れ、良質の楮は一貫目につき一匁、以下八分、六分宛とし、代銀を納方から差し引いている。これは「百姓勝手」になる。各人のためになるものであるが、「迷惑」と言いながら、蒸し剥ぎを粗略にして上納する百姓もいる。そのような楮は吟味し、直段を下値にしている。楮三〇本としながら実は一〇本しかなく、臭木一〇本も二〇本である。このように員数も覚えていないのであれば、今まで決められた通りに植え付けていないのだろう。

C 強力な生産干渉

⑦作付けは、すべて地拵えに至るまで日限を定められるため、日照りに田を打ち、雨降りに畑を拵えようであり「迷惑」である。殊に田作の仕付けは大組で無理に植え付けを命じられるので、中稲・晩稲の差別もない。地拵えなど思いのままにしない所にも若

い。そのため川最寄りの者たちに川流しを命じ、その飯米は村米の蓄えが無かったためその日は渡さなかった。仕出し後書出したので、当八月初に物成のうちから渡した。美々津へ筏乗りの者たちは先々一宿させ、代官肝煎りで飯米を渡すが、百姓であるから各人が麦粉を持参することもあるだろう。

E 新税の賦課

⑨近年「御餞銀」が庄屋から割り付けられたが、これは先例にならぬことである。定められた諸上納銀さえ、質物を出して借銀して上納しているところに「迷惑」である。

●これは、高千穂にて先年から納め来た品物のうち、夫役等を減らし村祈禱をしたが、勝手向差し支えの時節に「御介保」の感謝として、高千穂から船中の肴代に銀三〇枚を差出したい旨を申し出た。それが村々に伝わり少々ずつでも差上げたいと思ったのか、山陰組で銀二五〇目余を代官を通して差出した。その節村中一人も残らず快く願出たのか不明だが、こちらから命じたわけではない。一人でも迷惑に思う者がいれば無用であると代官には伝えておいたが、庄屋が願い出たのでその志だと思っていた。今更「迷惑」と言い出すのはわからない。当春は諸士中からも人別相応に借上銀を命じており、村々からも少しずつ銀を調べて差し出させたが、この銀は借銀であり、諸士・村々ともに一步二厘半の利息を加えて当九月に元利ともに返弁も済んでいる。

F 諸木・諸草の未進者に対する苛酷な処置

⑩前職の仁保庄兵衛・林田半兵衛・山崎助之允殿が郡代であった時は、前々から定められた諸上納方を油断無く上納すれば何の吟味もなかった。もし差し支えたり不納の者があり上納できない旨を申し上げれば、翌年の年貢勘定まで除外されて延引が認められていた。ましてや科銀や村替えなどを命じられることはなかった。特に古十郎左衛門殿が郡代の時は「有難仕置」で、村中で牛馬を所持しない者には買い入れて預けられた。そのほか新地銀や普請竹木代を免じられ、今でもありがたく思っている。しかし、当十郎左衛門殿からも、「御介抱」として前述の「油物」その他植木草の植え付けを命じられたが、近年打ち続く風損・水損のため耕作さえ出来ないところに、一年増に畝歩を重ねて品数の上納を命じられた。未進者には科銀または村替え・追放が命じられ、かえって「御情之罪科」である。

●当郡代支配になり、油物そのほか諸木を仕立てさせ、粗略の者は科銀・村替え・追放等を命じられ迷惑していると言うが、こうしたことで追放や所替えを命じられた百姓は一人もいない。油物を仕立てるのは村相続ためであり、度々命じても聞き入れず無作法をするため、風儀を引き締めるため吟味して科銀等を命じている。先役が新地銀を免じたところがあるが、そのようなことはない。普請の竹代は去る丑年より今まで免じており、普請材木代は前から納めさせていない。秋夏物成の取り立ては六月勘定を命じているが、定めた勘定は受け取っていない。納前の出銀・出米もいろいろ断り、勘定の節は取り立てて上納させているが、銀計六貫五〇〇

銀米の割方を行うことは無いはずである。

H 年貢納入勘定期限の変更

⑫年中の年貢勘定は、前々は六月限りを命じられていたが、当郡代衆は五月限りに改められ厳しく命じられたため、田作などは思いのままにならない。四月・五月の一日は常月の五・七日にも相当するため、先例のごとく六月限りに戻すよう書付を差し出した。

●郡中の前年の秋物成・新地納銀は年中限に皆済を申しつけ、翌年夏の大小麦で納め、この麦を勘定目録に書き載せることに決め置いて、麦ができ次第上納し勘定場へ差し出している。特に麦年貢は高についてわずかの割合にしている。そのうえ山陰組は高に不相応な百姓が大勢居るので、おおかた一〇石高を二・三人で引き合いに作るため、一人の納高は少々となり「迷惑」となることはない。

I 百姓の日常生活への郡代の干渉

⑬百姓食物について、朝夕ともに雑炊を食するように、そうでなければ勝手向きは良くならないと郡代衆から直に命じられた。この段は憚りながら「おろか」な言い分である。そのように雑炊が食べる事が出来るのであれば、申し上げるようなことは何もない。蕨・葛根は言うに及ばず、山野の木の実・茅の実を取り尽くして掘り、小屋に残っても身命が続かないので、どこかへ乞食にでるよりほかない。先年も数度風損・水損があったが、「忝仕置き」

目余が不納になっている。少々ずつ年賦にして皆納しているが、調方を緩めればかえって百姓のためにはならない。

G 村役人の不正

⑭郡代直廻りの節、右の通り堅く命じられたうえ、下役人衆を入り替わり立ち替わり村へ遣り、思い思いの吟味を厳しく命じられた。そのうえ、郡代衆に取り立てられた山陰組惣庄屋勘右衛門が、下役人に命じて「尾ハね」をつけて厳しく吟味を行い、直ぐに報告するので、余村と違い科銀・村替えを命じられた者は多数に上る。また、すべて割符物などは百姓たちには聞かせず、与平次という筆取とだけ談合し、諸事に事寄せて銀米を取り立て私欲しているため、草臥れ百姓は凌ぐべく様もなく「にがりはて」ている。

●余村と違い、科銀・村替えが数々あると書き出しているが、確かに村替えは子細ある三人に命じた。科がなくても地高の過不足のため百姓の移し替えをしなければならぬこともある。また取り立ての庄屋というが、彼は親代から庄屋であり、今更取立の吟味なしに「迷惑」を申しつけているのではない。割符などを百姓に聞かせず庄屋と筆取の与平次が談合し、諸事に事寄せ銀米を積み込み私欲して「百姓迷惑」というが、これも違うことである。委細は年貢そのほか出銀・出米などに至るまで庄屋が書き出し、前々下札をつけ代官が吟味し、印判して百姓に渡している。定日の割符のほか、百姓へ過役非分をかけないため誓紙を申しつけている。常々百姓へも、代官存知判の無い納方は少しでも出さないよう申しつけている。このような状況であるから、庄屋・筆取が余計な

で免合等を下げられ、その上稼ぎの諸口銀も免除されて口稼ぎを奨励された。すべて米そのほかの雑穀等に至るまで、買い入れには御口屋の口銀の免を下げ、病者や老体で稼ぎが出来ない者には米を貸付け、翌年の作振り次第に元米で上納させるなど、迷惑したことはなかった。それほどではなくとも品々の植物・作物の作付けの強要をやめ、科銀・村替え・追放などを命じなければ、たとえ飢命に及んでも今少し気張ろうと思うだろう。科銀・村替え・追放などを常時命じられて気遣いばかりして、うかうか何事も手に付かないでいる。天災には力及ばないが、前々のやり方を思うと郡代衆の取り組み方次第によるのだと思う。

●村が困窮し山野の稼ぎも難しいといい、常々銀稼ぎは山方であったので、当年も望み通りに山方稼を免じてきた。川船も不足で稼ぎには不勝手だということで、本元銀は支配の者から取らせ、船楫などは免じた。油断無く稼いでも続きかねるのであれば、油断すればますます難儀する。先々年の風損・水損のあった年は免合を下げ、そのうえ稼ぎの諸口銀を免じ、米雑穀に至るまで買入れを免じた。また、病者・老体で稼ぎができない者には米を借付けたと書出している。これは先年の災害年に限らず、百姓が飢えれば介保しないわけにはいかない。近年は風損があったが、百姓の稼ぎには別条無かった。先年の大風・洪水で郡中の諸作の大半が痛んだ年は免合も下げ、身命続かないからと山方物の口銀を免じ、病者や老体には飯米を借付けている。今後もしなくてはならないが、そのような年柄はなかった。山陰組は十年以前に地方の分配を命じ、門ごとに鬮帳を作成して地域に順じた免合を定めた。

日損・水損・風損の年は申し出次第検見を申しつけてきた。分配以前の年貢米と比べると、分配以来の年貢は格別に下免になっている。このことは百姓たちも存知しており、高免で迷惑ということはないはずである。また植物・作物について、科銀・村替え・追放など命じられると気遣い不安がっているというが、村方に命じていることをよく励み、仕事に精を出せば暮らし向きも良くなるものだ。法外の者がいれば吟味して処罰をするが、植物や作物で村替えや追放を命じた者は一人もいない。諸事申し出を大切に、各々の仕事に励む者には褒美さえとらせている。山方稼ぎで、遠山のため引き合わないというのなら諸品を工夫し、その売り立て銀で相続できることを介保として申しつけるが、右のような考えで自分の勝手も弁えず、途方もない申し分である。

以上、百姓たちから差し出された「訴状」内容と、藩の「子細書」を対比させてみると、全く相反している。これらをどのように理解するべきであろうか。次節では、「訴状」「子細書」双方から浮かび上がる「御百姓」像と「仁君」像について考えてみたい。

(二)「子細書」にみる郡代梶田像

「梶田山陰旧記」をはじめ、臼杵藩探索書類や「高鍋藩日記」などに記された郡代梶田は、飢饉状況にありながら百姓を譴責する悪郡代そのものである。しかし、今まで通りに百姓たちの嘆願書だけを根拠に、そのまま短絡的に梶田の評価を下すことは、果たして妥当であろうか。梶田が推進してきた藩農政と、「子細書」を再検討することで、そこから浮かび上がる郡代梶田像についてみて

みたい。

まず、百姓の直訴については、領内に出した法令の通り「自然村江不相応之儀申付候者、何時度無遠慮、其断申出候様ニ」と明言し、それを保証している。年貢の免合については、延宝八ノ貞享元年まで五年間は検見取、貞享二ノ四年の三年間は定免としたが、特に貞享二・三年は損毛が激しかったので検見取を実施し、元禄元年に山陰組は高一〇石に付五厘ノ一步半免を引き下げている。それでも風損・水損・日損の時は申し出次第に検見を行うことを約束し、山陰組のうち福瀬門以下五門は免合を一步宛引き下げ、結果として山陰組では米高一五〇石余減となっているのである。今年の場合、長井村では水損のため定免「四ツ六歩」を「一ツ五歩」とし、山方稼ぎの諸運上を半分にして銀高六貫七〇〇目余を免じるなど、田が多く畑が少ない場所は雑穀が余計に無いので、それを考え「作得余分ニ有之候様」に、また畑勝ちの場所は飯米はあっても物成米に差し支えるので、それも考慮して免合を決めている。

年貢納入の時期も、百姓たちはその早期納入を激しく非難するが、梶田の言い分は、一年のうち春のうちに上納すれば年限中に納めることになり、秋冬に納入するよりは「其身共勝手能」というのである。また、「崩川成・洗ハギ等」の場所は引き捨て、改役人も随分念を入れ、「末々百姓迷惑不申候様ニと心懸」て、今度改の新畑地子銀も以前より引き下げたので、「無理成仕形可仕様」では無いとし、結果として銀五七〇目余が「村介保」になっている。近年は百姓たちが銀稼ぎする山方が遠山になり、銀納が「迷惑」だというので、それに代わる換銀作物として胡麻・荏胡麻・唐胡麻・

菜種子などを作らせるなど、産物生産への積極的な取り組みをさせ、収穫した品物を大坂へ廻漕し、その売払い代銀を年貢銀米から差し引いている。夏勘定として代銀一貫三〇〇目余を納方から差し引いたので「其身共拵」になっているが、杉・楮・椿など諸木の植え付けも「指主江往々取らせ申拵」という「介保」によるもので、特に楮は善悪を吟味して代銀を納方から差し引くなど、諸木の植付けは「百姓勝手」のためとの計らいからなのである。このように、梶田による「介抱」は、百姓たちの日常生活の細部にまで介入するものであった。その一方で梶田は、「百姓之風儀不直」ことをたいそう危惧し憎んだ。

農業指導については、「カジケ百姓、又者不意ニ煩ひ」差し支えて耕作が困難になったときは、仲間が寄り合って延引無く作業を済ませ、「村中行儀能可仕由」を命じている。作付けの日限を定めるのは、「手後無之様申付候ため」に村中の加勢をさせて農業生産の向上を図ったものであり、「何ぞ不相応之諸作曾而無御座」状況である。代官など催促人を廻村させ「稠敷吟味」しているというが、それは「百姓之風儀不直」ためであり、代官の指導も聞かず耕作の仕付けも他村と違って「油断」があるので、「風儀旁引直申ため」に役人を派遣するのである。

科銀・村替えについては、村中に「行儀能作らせ申」ことを堅く命じておいたが、役人たちが吟味せず「我儘之仕形有」ので、「是以後諸事念を入、百姓茂無油断心懸申」ために、弁指一人・組頭三人へ科銀三貫文を命じている。このほかにも「仕形悪敷者」が八人いたが、以後念を入れるという誓詞を申しつけるだけとした。こ

れはすべて「其身共勝手ニ申付事」であるので、「村中行儀能罷成候」ときはその科銀を返すつもりであり、これらはあくまで「百姓勝手村相続のため」の措置である。坪屋村に科銀を命じたのは、同村からの諸産物持参時期が遅いため、数度指導したが返答も無く、ことのほか延引したため大坂での売直段も下値となってしまう。これは「百姓之ためニ不相成」ことであり、庄屋・弁指・納主へ科銀高六七匁を命じたが、ほかに命じた者は一人もいない。年貢そのほか出銀・出米に至るまで庄屋が書き出し、下札を付けたものを代官が吟味し「存知判」を押して百姓たちに渡すのであるから、村役人が「私欲」することはきわめて困難であり、庄屋へは「定日割符物之外、百姓江過役非分不申付」ために、誓詞までとっている。

このように、梶田の推進した農政と、「子細書」から浮かび上がるのは、苛政を行う悪郡代とは全く異なる、能吏としての梶田像である。すなわち梶田は、百姓直訴を保証し、損毛に対しては検見を行い、免合を引き下げ、諸口銀を免じ、病者・老体者には飯米を借り付ける郡代。さらに、百姓たちには商品作物を奨励し、科銀・村替えはあくまで「行儀能作らせ」るためで、「百姓之風儀」が良くなるように尽力し、常に百姓たちの「介保」や「百姓勝手村相続のため」を考え、日夜百姓のために奔走するなど、常に「御百姓」を撫育し、夫食貸・種米貸・拝借銀などの「御救」を実践することによって「御百姓」経営の維持を図る、名郡代の姿そのものである。

しかし、百姓たちは、梶田の「介保」を、「御恩」とは受け取らなかった。作物の植え付け量と日限を決め、「村中行儀能」ことを

求め、領主側の理想的な「御百姓」像を強要する梶田の農政は、百姓たちにとっては「御介保とハ御座候得共、結句御情之罪科ニ而迷惑成儀」以外の何者でもなかったのである。梶田が「子細書」で百姓への「介保」をいかに強調しようと、それが百姓たちにとって「迷惑」であれば「介保」は「御情之罪科」ではない。それどころか、梶田の方策は「苛政」そのものとなってしまっているのである。山陰村逃散の本質的な原因は、ここにあるのではないだろうか。

むすびにかえて

以上、元禄三年に起きた日向国延岡藩領臼杵郡山陰・坪屋両村の逃散事件を素材に、百姓の提出した「訴状」と、これに対する藩の「子細書」の内容分析を通して、当時の農政のあり方について検討してきた。以下、本稿で明らかにしたことをまとめてむすびにかえたい。

まず、逃散の背景であるが、延岡藩では一七世紀中頃から領内の新地開発が進められ、本高の約一・四五倍に相当する増高が得られ、これをもとに新たな農政が展開する。土地制度として「高拾石割制度」が導入され、村内では「十人与」が組まれた。延宝貞享期には「御百姓」維持政策を前面に打ち出した「法度」が、領内村々に対して出された。ここでは「御百姓」への課役非分の賦課禁止、百直訴の保証、田畑売買および間引きの禁止などとともに、農業耕作の専念、年貢上納、村中風俗の健全化が謳われている。天和元禄期は風損・水損・日損など災害が多く、領内はたび

山陰一揆については、未だに数多くの疑問が残されている。例えば、交渉過程において延岡藩がすべて譲歩したにもかかわらず、百姓たちは何故頑なに帰村を拒み続けたのか、「賞罰厳明」政策をとる綱吉政権のもとで、延岡藩は何故早い段階に幕府評定所で「埒明」しようとしたのか、諸藩の風聞探索ではほとんどが「村方之仕置悪敷」と評されながら、幕府は何故「仕置之儀悪敷とハ不被思召上候」と判断し、有馬氏を改易しなかったのか等々である。有馬家中の問題も含めて、別の視点からこの逃散事件の実相を改めて解明する必要があるだろう。一八世紀以降において、「仁政イデオロギー」がいかに変容していくのか、近世後末期の「公儀離れ」の実体解明を含めて、今後の課題としたい。

註

- (1) 「高鍋藩日記」(宮崎県立図書館所蔵秋月家文書『宮崎県史 史料編近世1』所収)
- (2) 宮崎県史料編纂会 一九五六年
- (3) 「元禄三年九月延岡藩領山陰坪屋之百姓共致欠落高鍋ニ来ル事」(『宮崎県史 史料編近世1』宮崎県 一九九一年)
- (4)(5) 『宮崎県史 史料編近世1』
- (6) 『歴史評論』四一八 一九八五年
- (7) 『宮崎県地方史研究紀要』第一輯 宮崎県立図書館 一九八五年
- (8) 『岡山大学教育学部研究集録』第六十六号 一九八四年

たび飢饉に見舞われた。村々からは年貢上納期限の延期願が出され、自身の質入れもみられた。領主は常に「御百姓」を撫育し、「御救」を実践する「仁君」でなければならず、対する百姓は常に「仁君」に対する年貢上納のために出精する律儀な「御百姓」でなければならぬとする、所謂「仁政イデオロギー」が広く形成されており、藩は年貢・諸役の確保を目指しながら、一方で「御百姓」経営を維持すべく「百姓成立」政策の実現を期待されるのである。撫育の責務を怠り、苛政をおこなって「御百姓」経営を破壊してしまう領主に対しては、改易・転封などの制裁が発動されるが、「御救」をうけても「御百姓」を維持できない百姓は、「仁政」の対象外とされた⁹⁾。津藩では、領主からの「御あわれみ」を請けてもなお未進し、公事出入りして費えをつくる百姓は「悪人」であり、「死罪」にすると宣言している¹⁰⁾。

元禄三年九月に起きた、山陰・坪屋両村による隣藩高鍋藩への逃散は、一四〇〇人を超す全国的にも最大規模の逃散事件であった。逃散後、百姓たちは高鍋藩を仲介として延岡藩との交渉を続けるが、十月二日に提出された訴状には、郡代梶田の「苛政」の数々が列挙されていた。しかし、これに対する梶田の「子細書」には、常に「御百姓」の介保と「百姓風儀」の健全維持に心を砕く郡代の姿が描かれる。双方の言い分は全く相反するものであるが、郡代がいかに「百姓相統」のために奔走しようと、それが百姓にとって「迷惑」であれば、介保どころか「苛政」そのものなのである。そうした双方の認識の「ズレ」が、逃散の根源的な要因であったのではないかと考えられるのである。

- (9) 野口逸三郎編纂校訂 東郷町 一九八九年
- (10) 宮崎県 二〇〇〇年
- (11) 『宮崎県地方史研究紀要』第二十八輯 宮崎県立図書館 二〇〇二年
- (12) 『宮崎県史 通史編上』第2章延岡藩第1節有馬藩政 一〇四〜一〇七頁
- (13) 『宮崎県史 通史編上』一〇〇頁
- (14) 『宮崎県史 通史編上』一〇二頁
- (15) 前掲(6) 村井論文七七頁
- (16) 前掲(2) 小寺書二一五〜二一六頁
- (17) 深谷克己「近世政治と百姓目安」(岩田浩太郎編『民衆運動史2 社会意識と世界像』青木書店 一九九九年) 三六〜三七頁
- (18) 若尾政希『太平記読み』の時代(平凡社 一九九九年) 二五八頁
- (19) 『宮崎県史 通史編近世上』二〇〇〇年 九四〜九八頁
- (20) 高埜利彦「元禄の社会と文化」(高埜利彦編『日本の時代史15 元禄の社会と文化』吉川弘文館 二〇〇三年) 一五〜一八頁
- (21) 万治四年「延岡藩村高・内検高覚」(中城家文書『宮崎県史 史料編近世1』所収)
- (22) 拙稿「延岡藩における門と高拾石割制について」(九州大学国史学研究室編『近世近代史論集』吉川弘文館 一九九〇年)
- (23) 深谷克己『津藩』(日本歴史叢書 吉川弘文館 二〇〇二年) 八五頁
- (24) 延岡市立図書館所蔵出北文書『宮崎県史 史料編近世1』所収

- (25) 天和三年十月朔日「有馬侯御代御法度書之写」(高千穂町所蔵 岩戸文書『宮崎県史 史料編近世1』所収) (『宮崎県史 史料編近世1』四六四頁) 関係もあったからであらう。
- (26) 貞享三年十二月二十三日「梶田市之丞殿被仰渡書」(岩戸文書『宮崎県史 史料編近世1』所収) (39) 岩田浩太郎「総論 正統性と世界像」(岩田浩太郎編『新しい近世史5 民衆世界と正統』新人物往来社 一九九六年) 一二二頁
- (27) 「高千穂真楽寺三世方順日記写」(正念寺文書『宮崎県史 史料編近世1』所収) (40) 前掲 (23) 深谷書九八頁
- (28) 天和二年六月十八日「飢饉ニ付御指込願」(高千穂町コミュニティセンター所蔵矢津田家文書『宮崎県史 史料編近世1』所収)
- (29) 貞享五年十月十一日「五カ所村質ニ召置申候年季者御改帳」(矢津田家文書『宮崎県史 史料編近世1』所収)
- (30) 「大村藩見聞集五十」(大村市立図書館所蔵大村家史料『宮崎県史 史料編近世1』所収) (1)
- (31) 保坂智「百姓一揆とその作法」(歴史文化ライブラリー137 吉川弘文館二〇〇二年) 七五頁
- (32) 前掲 (7) 岩切論文一五一頁
- (33) 成願寺所蔵成願寺文書(『宮崎県史 史料編近世1』所収)
- (34) 大村市立図書館所蔵大村家史料(『同』所収)
- (35) 臼杵市立図書館所蔵稲葉家文書(『同』所収)
- (36) 高千穂町コミュニティセンター寄託矢津田家文書(『同』所収)
- (37) 『宮崎県史 通史編近世上』一〇一頁
- (38) 「子細書」が大村藩に伝わったのは、大村・有馬両家が藤原氏系の同族で、江戸時代を通じて昵懇の間柄であり、当主有馬清純の姉が大村藩主大村純長に嫁している(『藤原有馬世譜』)